

ご存知
ですか？

平成28年度 税制改正大綱のあらまし

～中小企業向けの改正内容を中心として～

平成27年12月24日、「平成28年度税制改正大綱」が閣議決定され、3月末ごろまでに改正法案の成立が見込まれます。この度の大綱は、昨年に引き続き、主に「デフレ脱却・日本経済再生」、「地方創生・国家戦略特区」を基本方針に掲げ、様々な特例などが創設されました。以下におきまして、特に中小企業の皆様に関係する主な内容をピックアップして解説します。

【法人税関係】

1 法人税率及び法人実効税率の引き下げ

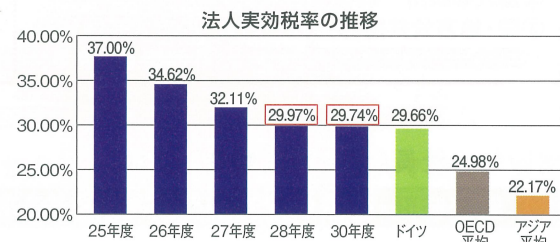
- ✓ 法人税の税率が、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から右表のとおり段階的に引き下げられます。結果、法人実効税率(★)も引き下げられます。法人実効税率はアベノミクス以降7%超の引き下げで、下図のとおり、20%台となり平成30年度にはドイツ並みの水準となります。

★法人実効税率とは、国税である法人税だけでなく、地方税を含めて、法人企業の利益に課税される税の実質的な負担率を示すものです。

一方、法人実効税率の引下げに伴い、財源確保のために右記のような課税ベースの拡大も実施されます。

	現行	28年度	30年度
法人税率	年800万円超の金額(標準税率)	23.90%	23.20%
	年800万円以下の金額(※)	15.00%	19.00%
法人実効税率(標準税率ベース)	32.11%	29.97%	29.74%

※中小法人(資本金1億円以下の会社)についての800万円以下の金額に対する税率は引き続き15%となります。



【課税ベース拡大の具体例】

- 減価償却方法の見直し(2)
- 租税特別措置法の見直し(3)など
- 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大
- 欠損金繰越控除の更なる見直し

2 減価償却方法の見直し

- ✓ 平成28年4月1日以後取得した建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されます(右表参照)。
- ✓ 法人実効税率の引き下げにより税収が減少することから、財源確保のため、投資拡大に影響の少ないとされる建物附属設備及び構築物のみの見直しとなりました。

	現行	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備	定額法・定率法	定額法
構築物	定額法・定率法	定額法
機械装置	定額法・定率法	定額法・定率法
車両運搬具	定額法・定率法	定額法・定率法
工具器具備品	定額法・定率法	定額法・定率法

3 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の縮減・廃止

- ✓ 生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止が決まりました。平成28年4月1日以後開始事業年度より、現行の即時償却や税額控除は段階的に右表の通り縮減され、廃止されます。
- ✓ 特別償却率や税額控除率の縮減及び廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を後押しすることが目的とされています。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特別償却	即時	即時	即時	50%(特別償却)	廃止
(うち建物・構築物)	即時	即時	即時	25%(特別償却)	
税額控除	5%	5%	5%	4%	
(うち建物・構築物)	3%	3%	3%	2%	

注:産業競争力強化法施行日から適用

4 少額減価償却資産の特例措置の延長

- ✓ マイナンバー等で事務負担増が集中する中小企業を支援するという理由で、適用期限が2年(平成30年3月31日まで)延長されました。

5 欠損金の繰り戻しによる還付制度の延長

- ✓ 中小法人は、現行の税制では欠損金が生じた場合、前年度に支払った法人税の繰り戻し還付を受けることができますが、この措置について適用期限が2年(平成30年3月31日まで)延長されました。

$$\text{還付請求ができる法人税の額(前期の所得金額が限度)} = \text{前期の法人税額} \times \frac{\text{当期の欠損金額}}{\text{前期の所得金額}}$$

【消費税関係】

6 消費税の軽減税率制度の導入

- ✓ 消費税率10%への引き上げに伴い、平成29年4月から軽減税率制度(軽減税率は8%)が導入されます。
- ✓ 対象品目は、①酒類及び外食サービスを除く飲食料品、②新聞の定期購読料となります。
- ✓ 平成33年4月から複数税率の区分記載が必要な「適格請求書等保存方式」が導入されます。それまでの間は簡易な方法とするとともに、税額計算の特例が設けられます。

軽減税率



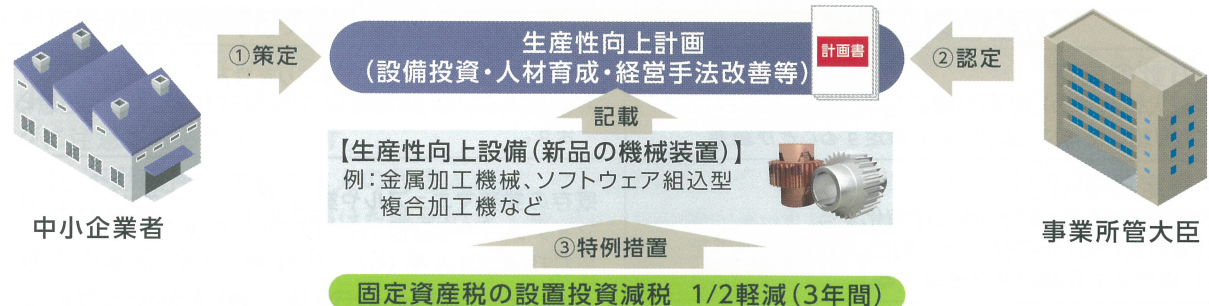
7 免税店における消費税の免税制度の拡充

- ✓ 外国人観光者の日本国内での消費の拡大に対応するため、平成28年5月1日以後、免税店での物品の販売に係る消費税の免税制度が拡充されます。
- ✓ また、免税で購入した物品を免税店から海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続が簡素化され、免税手続カウンターの利便性が向上し、免税店が保管する購入者誓約書の記録方法の簡素化などが図られます。

【その他】

8 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例(固定資産税の設備投資減税)

- ✓ 平成31年3月31日までの間に中小企業が新規で取得する機械は、下図の通り、中小企業者が策定した生産性向上計画書を事業所管大臣が認定した場合、固定資産税を3年間、1/2に軽減する措置が創設されました。
- ✓ 史上初の固定資産税での設備投資減税となり、赤字の中小企業にも適用されます。



9 登録免許税の軽減措置の拡充及び延長

- ✓ 産業競争力強化法に基づき、創業支援事業計画の認定を受けた自治体によって「特定創業支援事業」を受けた法人・個人に対する登録免許税が軽減されます(資本金額の0.7%→0.35%)。
- ✓ 株式会社設立だけでなく、合名・合資・合同会社の設立にも利用できるよう、また、創業前の個人だけでなく創業後5年未満の個人も本税制を利用できるよう、拡充されました。

【最後に】

今回は中小企業の皆様に確認して頂きたい主な税制改正項目を記載しました。上記のほか、「事業承継の円滑化のための税制措置の強化等」として、取引相場のない株式の評価方法について、指標となる上場企業と中小企業の違い等を踏まえ、早急に検討を行うこととなりました。したがって、中小企業の株価対策や株式の相続対策をご検討の皆様は、当該検討の動向を十分確認した上で、これらの対策の実施を検討されるべきかと思われます。(執筆日 平成28年3月15日)

お問合せ先

AKJ Partners

税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス
税理士・米国公認会計士: 脇屋忠生・富永慎也
福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F
TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351 <http://www.akj-partners.com/fukuoka/>

